

「年末年始無災害運動」実施要綱

(令和3年12月1日～令和4年1月31日)



1 趣旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、令和2年は過去10年間で最多となる1,997人を数え、9人もの尊い生命が失われた。

令和3年においては、10月末現在で1,761人と昨年同時期よりも327人増加し、うち死亡災害による被災者数は15人を数え、昨年1年間の被災者数を6人上回る、誠に由々しき事態となっている。

本年の死亡災害は、高所等からの転落、機械装置による挟まれ、土砂崩壊等、依然として在来型の災害が顕著にあるなど、基本的な安全対策の欠如によるものが多数を占めている。一方、休業災害では、転倒や動作の反動等、労働者の行動に起因するものが多く、依然として高年齢労働者の被災者が全体の約半数を占めており、特に50歳代において、454人と既に昨年1年間の448人を上回るなど増加率が顕著となっている。

これから年末年始を中心にあわただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒、交通事故等の危険が増し、さらなる労働災害の増加、とりわけ死亡災害や重度の障害が残る重篤な災害、一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生が懸念されることから、死亡災害はもちろんのこと、これ以上の死傷災害を発生させないとの強い決意とともに、具体的な労働災害防止対策の一層の強化が求められる。

加えて、冬季を迎え新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症の拡大が懸念され、とりわけ職場における同感染症の予防対策の徹底も重要となる。

これら状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の防止とりわけ死亡災害の撲滅を目的とした「**年末年始無災害運動**」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

2 当局実施期間

令和3年12月1日から令和4年1月31日まで

3 運動スローガン

『年末年始も 安全作業 あなたが無事故の キーパーソン 』

(中央労働災害防止協会 第51回 年末年始無災害運動スローガン)

4 災害防止の重点事項

- (1) 死亡労働災害及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅
- (2) 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害の撲滅
- (3) 高所作業における「墜落、転落」災害の撲滅
- (4) 転倒災害の撲滅
- (5) 職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) 重点事項に係る指導啓発用チラシの作成・配布、広報の実施
- (3) 各種会合等における周知徹底
- (4) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情に合った無災害運動の展開
- (2) 建設業に対する監督指導等の実施
- (3) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (4) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (5) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) フルハーネス型墜落制止用器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (5) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (6) 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- (7) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (8) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (9) 交通労働災害防止対策の推進
- (10) 安全衛生パトロールの実施
- (11) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (12) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底

- (13) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (14) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (15) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- (16) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の徹底
- (17) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (18) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (19) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (20) *栃木労働局「Aない声かけ運動」の実施
- (21) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

* 「Aない声かけ運動」については、実施期間を12月31日までとしているが、不安全行動の抑止に効果的なので、年明け以降も引き続き職場での「声かけ」を実施することが望ましいもの。

【参考資料等】※ ホームページに掲載しております。

- ・ STOP!転倒プロジェクト in 栃木
- ・ STOP!はさまれ・巻き込まれ災害
- ・ はしごを使う前に/脚立を使う前に (チェックリスト)
- ・ ロールボックスパレット/テールゲートリフター 使う前の5つの基本チェックリスト
- ・ 改良しましょう ロールボックスパレット 3つのポイントを提案します!
- ・ 交通労働災害を防止するために
- ・ エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)
- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト